

# 中国における半導体産業 促進政策の概要

～中国の安全保障貿易管理に関する制度情報  
専門家による政策解説～

2022年11月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

上海事務所

海外調査部

#### **【免責条項】**

本レポートは、西村あさひ法律事務所に委託し、作成したものです。  
本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

2020年以降、コロナ禍の中でリモートワーク、オンライン学習、ネット通販などの急速な広まりを受けて、コンピュータや通信機器市場が活況を呈し、世界的に半導体需要が急増しました。その一方で、防疫措置の影響により、関連する半導体製品・原材料工場の稼働停止・閉鎖や、物流の混乱などが発生したことで、半導体の供給が停滞し、世界中で深刻な半導体の需給逼迫、価格高騰が生じました。

このような状況下において、各国においても半導体確保の重要性があらためて強調されており、米国および中国をはじめとして半導体の囲い込み政策が見られるようになってきます。

うち、中国政府は、長年にわたり半導体産業の育成に取り組んできたこともあり、半導体産業発展の促進に向けたさまざまな奨励措置・政策を打ち出しています。

本稿では、中国の半導体産業の近年の政策の概要およびその変遷などについて整理し、ご紹介します。

## 1. 中国の半導体産業に係る政策方針の変遷

まず、中国の経済・産業政策の方向性を定める5カ年規画綱要などの国家計画において、半導体産業に関する基本方針がどのように示されてきたか、みていきたいと思います。

中国政府が2011年3月に公表した「国民経済および社会発展第12次5カ年（2011～2015年）規画綱要」では、次世代情報技術などの戦略的新興産業の発展・育成に注力し、集積回路、ハイエンドソフトウェア、ハイエンドサーバーなどを重点分野として大いに発展させるとの目標を制定しました。中国国家発展改革委員会が2017年8月に発表した「第12次5カ年（2011～2015）規画期間における集積回路産業の発展回顧」によれば、同規画期間の最終年である2015年の中国の集積回路産業の売上高は3,610億元に達し、2010年の2.5倍の規模に拡大したとされています。

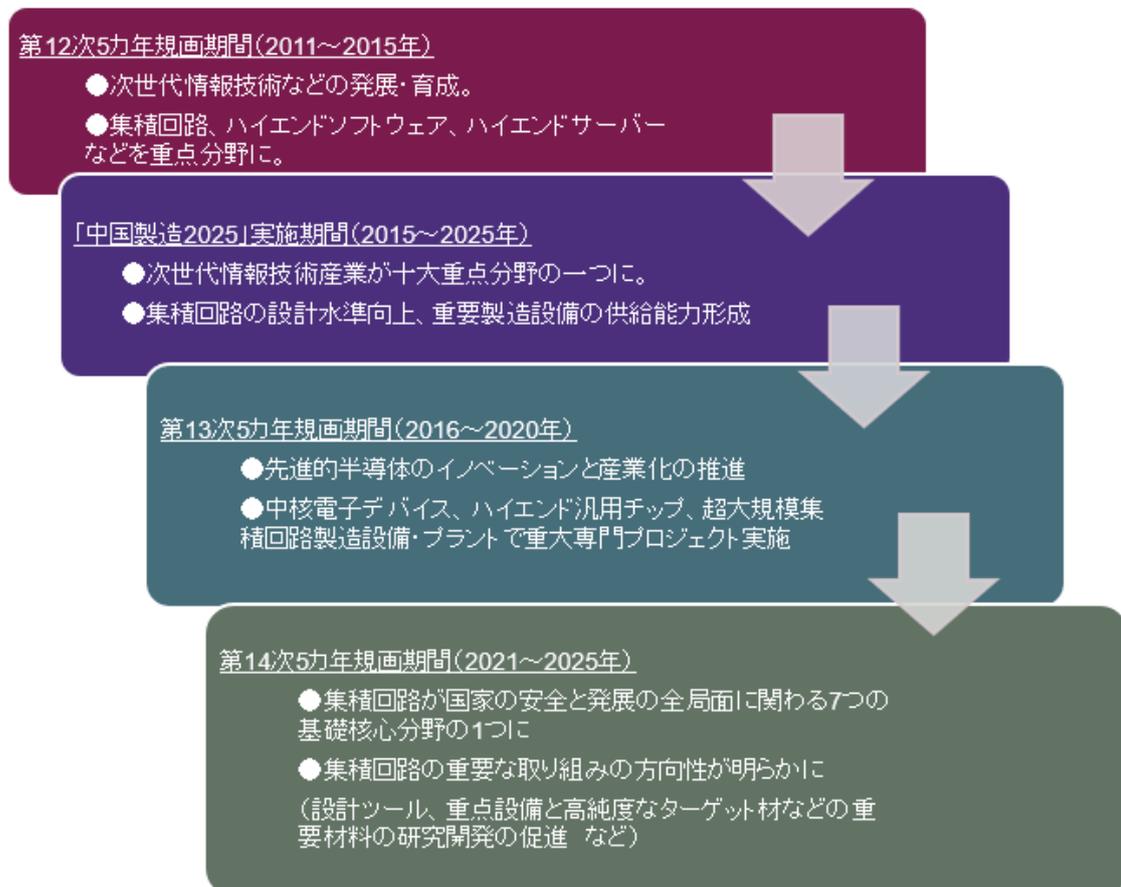
また、2015年5月には、中国政府は2025年までの製造業発展戦略を示した「中国製造2025」を公表。この中で、十大重点分野の一つ目に次世代情報技術産業を掲げ、集積回路および専用設備を大いに発展させ、集積回路の設計水準を引き上げ、重要製造設備の供給能力を形成するとの目標を定めました。

2016年3月に公表された「国民経済および社会発展第13次5カ年（2016～2020年）規画綱要」では、引き続き次世代情報技術などの戦略的新興産業の発展を支援し、集積回路の産業体系を育成する方針が示されたほか、先進的半導体などを「新興フロンティア分野」としてイノベーションと産業化を推進し、新たな成長ポイントを形成する方針が示されました。また、同綱要に基づき同年7月に策定、発表された「第13次5カ年規画国家科学技術イノベーション計画」においては、国家科学技術重大専門プロジェクトを実施する分野の中に、中核電子デバイス、ハイエンド汎用チップ、超大規模な集積回路製造設備・プラントなどが盛り込まれており、また、集積回路製造設備に関しては、比較的整備された産業チェーンを形成し、イノベーション能力を整えて世界のトップ争いに加わるとの方針が示されました。

その後、2021年3月に公表された「国民経済および社会発展第14次5カ年（2021～2025年）規画と2035年までの長期目標綱要」においては、国家の安全と発展の全局面に関わる

7つの基礎核心分野が示され、同7分野の1つとして集積回路が挙げられています。うち、集積回路の重要な取り組みの方向性として、(1)集積回路設計ツール、重点設備と高純度なターゲット材などの重要材料の研究開発、(2)集積回路の先進技術と絶縁ゲート型バイポーラトランジスタ（IGBT）、微小電子機械システム（MEMS）などの特殊技術のブレークスルー、(3)先進的ストレージ技術のアップグレード、(4)炭化ケイ素、窒化ガリウムなどのワイドバンドギャップ半導体の発展に注力していく旨が示されています。

図 1. 半導体に関わる主な政策方針の流れ



## 2. 中国の半導体産業の関連政策の構造

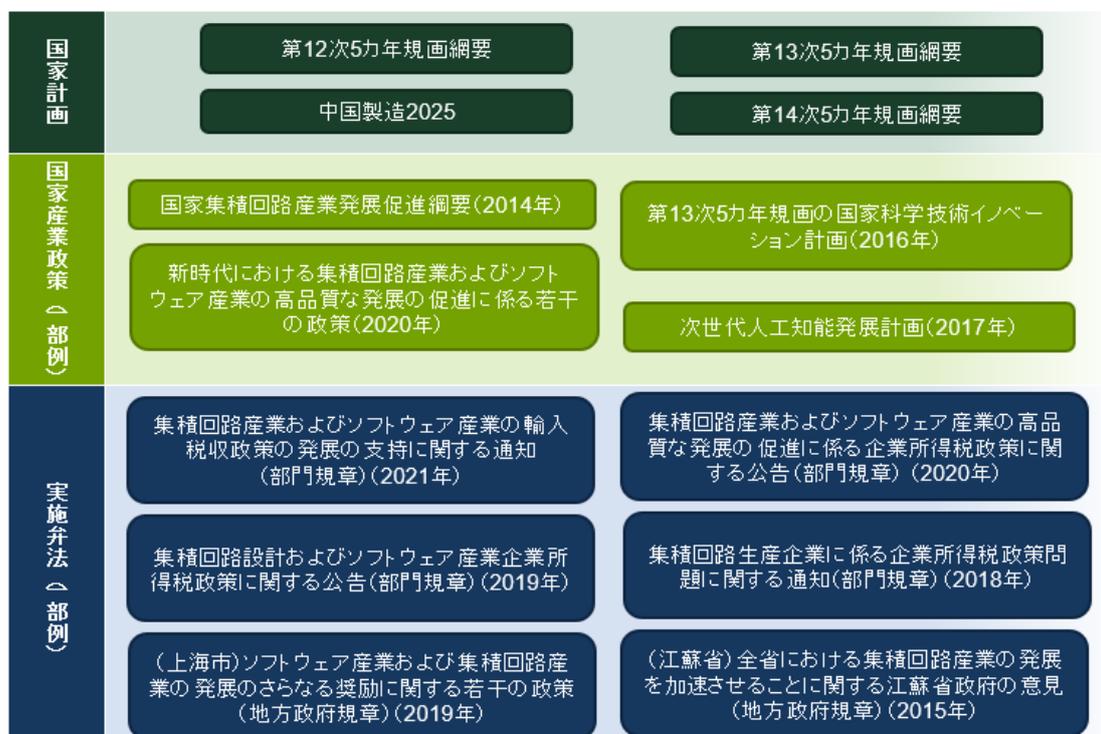
1989年に策定された「当面の産業政策要点に関する国務院の決定」によれば、産業政策の制定権限は国務院にあるとされています。国務院が制定した国家産業政策を実施するために、国務院の各部門および各省・自治区・直轄市レベル（以下、省レベル）の地方政府は国家産業政策に基づいて、各部門または各地方の実情・特徴を踏まえて、実施弁法を制定し、国務院に届出をしなければなりません。

また、国家産業政策に対して補足的な規定を制定する必要がある場合には、国務院の批准を経なければなりません。なお、原則的には、省レベルより下級の地方政府は国家産業政策の実施弁法を制定しないこととされています。

半導体産業に関する主な政策について、図 2 のとおり整理いたしました（国家産業政策

および実施弁法については、その一部を例示しています。)

図 2. 半導体産業に関する主な政策 全体像の整理



### 3. 中国の半導体産業に関する主な促進政策における奨励措置の概要

2.で述べたのとおり、国務院が制定した産業政策に基づいて、国務院の各部門または各省レベルの地方政府が、より詳細、具体的な実施弁法を制定しています。

以下では、(1)中央政府の各部門により公布された全国に適用される促進政策、および(2)地方政府レベルの促進政策における、主な奨励措置の概要を紹介します。

#### (1) 中央レベルの主な促進政策

NO.	奨励措置の類別	政策名称	概要
1	企業所得税優遇措置	「集積回路産業およびソフトウェア産業の高品質な発展の促進に係る企業所得税政策に関する公告」	・集積回路の線幅が 28nm (ナノメートル、ナノは 10 億分の 1) 以下であり、かつ、経営期間が 15 年以上の集積回路生産企業またはプロジェクトについて、経営期間 1~10 年目の企業所得税を免除する。集積回路の線幅が 65nm 以下であり、かつ、経営期間が 15 年以上の集積回路生産企業またはプロジェクトについては、1~5 年目は企業所得税を免除し、6~10 年目は 25% の法定税率に従い企業所得税を半減して徴収する。集積回路の線幅が 130nm 以下であり、かつ、経営期間が 10 年以上の集積回路生産企業またはプロジェクトについては、1~2 年目は企

		(財務部 税務総局 発展改革委 工業情報化部公告 [2020]45号)	<p>業所得税を免除し、3～5年目は25%の法定税率に従い企業所得税を半減して徴収する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集積回路の線幅が130nm以下である集積回路生産企業については、国が奨励する集積回路生産企業リストに組み入れられるまでの5年度分の納税年度に生じた欠損について、以降の年度に繰り越すことを許可する。繰越年限は、最長で10年を超えてはならない。</li> <li>・国が奨励する集積回路の設計、装備、材料、パッケージングおよびテスト企業並びにソフトウェア企業については、利益計上年度から起算し、1～2年目は企業所得税を免除し、3～5年目は25%の法定税率に従い企業所得税を半減して徴収する。</li> <li>・国が奨励する重点集積回路生産企業およびソフトウェア企業については、利益計上年度から起算し、1～5年目は企業所得税を免除し、その後の年度においては、軽減された10%の税率に従い企業所得税を徴収する。</li> </ul>
2	輸入税優遇措置	「集積回路産業およびソフトウェア産業の輸入税収政策の発展の支持に関する通知」 (財関税[2021]4号)	<p>次の製品について、輸入関税を免除する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・集積回路の線幅が65nm以下の論理回路と記憶装置の生産企業、および線幅が0.25ミクロン以下の特色プロセス集積回路生産企業が輸入する、中国では生産できない、または中国産では性能が需要を満たせない自社用生産性原材料および消耗品、浄化室専用建築材料、関連システムおよび集積回路生産設備部品。</li> <li>・集積回路の線幅が0.5ミクロン以下の化合物集積回路生産企業および先進パッケージテスト企業が輸入する、中国では生産できない、または中国産では性能が需要を満たせない自社用生産性原材料および消耗品。</li> </ul>

## (2) 地方レベルの主な促進政策（上海市・江蘇省を中心に）

各地方においては、一定の条件を満たす半導体産業企業に対して、企業育成の促進や、プロジェクト支援などのさまざまな優遇措置が打ち出されています。以下では、地方政府のうち、全国でもシェアまたは売上高で上位に入る半導体大手企業が複数設立されている地域である上海市および江蘇省において公布された政策を取り上げてご紹介します。他の各地方でも類似の奨励措置が出されています。

NO.	奨励措置の類別	政策名称	概要
1	企業育成促進	(上海市)「ソフトウェア産業および集積回路産業の発展のさらなる奨励に関する若干の政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・査定された年度営業収入が200億元、100億元、50億元、10億元を超えたソフトウェアおよび集積回路企業については、市・区政府が、企業を中心とする団</li> </ul>

		策」 (滬府発[2017]23号)	<p>体に対して、年度営業収入の等級ごとに奨励金を与える。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業が上海市に定着することを奨励するため、実際に払い込まれた投資額が100億元、50億元、10億元を超える、新たに上海市に設立されたソフトウェアおよび集積回路企業については、関係する区または園區が、企業に対して投資額の等級ごとに研究開発の資金援助を与える。</li> </ul>
2	研究開発の奨励	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソフトウェアおよび集積回路企業が、国外の企業から技術のライセンスまたは所有権の譲渡を受け、取得した技術が当年において国が定めた「先進技術および製品輸入奨励目録」に合致する場合については、国の輸入製品にかかる利息についての補助支援を積極的に獲得する。</li> <li>上海市のソフトウェアおよび集積回路企業が国家科学技術重大特定プロジェクトなどの国家プロジェクトを請け負い、かつ、これに参加する場合については、地方の資金分配割合について、上海市の関係規定を準用する。</li> <li>企業が世界をリードする技術を自主的に開発し、核心的な知的財産権を形成し、かつ、国内外のリーディングカンパニーに対してその使用を許諾する場合、または海外および国内の関連技術標準の制定を主導する場合には、上海市が企業に対して一定の資金援助を与える。</li> </ul>
3	知的財産権の支援政策	同上	<ul style="list-style-type: none"> <li>ソフトウェアおよび集積回路企業が発明特許または商標、国内外のソフトウェア著作権、集積回路の配置設計特許権を出願することを引き続き奨励。上海市は、関係規定に従って、出願料および権利維持費について一定の資金援助を与える。</li> </ul>
4	特定プロジェクト資金の支援	「上海市産業技術イノベーション特定プロジェクト支援実施細則」 (滬経信技[2015]769号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該年度の産業技術イノベーション体系建設に組み入れられたプロジェクトおよび知的財産権運用能力向上プロセスに参加し、かつ、関連する要求を満たす企業については、専用プロジェクト資金から支援を与える。支援の金額は、最高で当該プロジェクトに関連する資金投入総額の50%を超えず、最高で300万元を超えないものとする。</li> <li>当該年度の産業化核心技術克服プロジェクトに組み入れられた場合には、専用プロジェクト資金からプロ</li> </ul>

			<p>プロジェクトに対して支援を与える。支援の金額は、最高で当該プロジェクトの研究開発資金投入総額の 50% を超えず、最高で 800 万円を超えないものとする。</p> <p>ただし、産業標準化および新政策類の研究については、全額サポートを与えることができる。</p>
5	<p>融資の利息 に対する補 助金</p>	<p>「江蘇省省級戦略的新 興産業発展専用資金管 理暫定施行弁法」 (蘇政弁発[2012]172 号)</p>	<p>金融機関の貸付を受ける戦略的新興産業の重点プロジ ェクトについては、そのプロジェクトの期間内に生じた 銀行貸付利息を基準として 50~100%の利息に対応す る補助金を与える。当該補助金の適用期間は、一般に 2 年を超えないものとする。</p>

以 上

西村あさひ法律事務所

野村 高志

東城 聡

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。

<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20220046>



本レポートに関するお問い合わせ先：  
日本貿易振興機構（ジェトロ）  
海外調査部 中国北アジア課  
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32  
TEL：03-3582-5181  
E-mail：ORG@jetro.go.jp